

# 高 知 県

## 新型インフルエンザ対策行動計画

### (改定案)

(内容表記の説明)

- ・前回計画から記述を追加変更しているものには、アンダーラインを引いています。
- ・新規項目には<sup>新</sup>のマークを付けています。

平成17年12月策定  
(平成24年 月改定)

## はじめに

WHO(世界保健機関)は高病原性鳥インフルエンザウイルスが変異し、人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスが出現することにより、世界的流行を引き起こす可能性が高まっていることを示唆し、新型インフルエンザの発生に備えた緊急な対応が求められていた。

このため、本県では、2005年(平成17年)12月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

このような中、2009年(平成21年)4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、死亡率0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

一方で、病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりではなく、今回を大きく上回る重症患者や死亡者が発生し、社会に大きな混乱が生じることが懸念されているため、病原性が高い場合にも対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

このため、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等も踏まえ、行動計画の更なる改定を行うこととした。

また、各分野における対策の内容や実施方法、関係者の役割分担等については別途マニュアルを作成する。

高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部

平成24年 月 日

# — 目 次 —

背景	1
インフルエンザとは	2
流行規模及び被害の想定	3
対策の基本	5
▶ 目的	5
▶ 行動計画の考え方	6
▶ 対策実施上の留意点	7
▶ 対策推進のための役割分担	8
▶ 発生段階	1 1
▶ 行動計画の主要 7 項目	1 3
<b>&lt;各段階における対策&gt;</b>	<b>2 6</b>
<b>未発生期</b>	<b>2 7</b>
実施体制	2 7
サーベイランス・情報収集	2 8
情報提供・共有	2 9
予防・まん延防止	3 0
医療	3 0
ワクチン	3 3
社会・経済機能の維持	3 4
<b>海外発生期</b>	<b>3 5</b>
実施体制	3 5
サーベイランス・情報収集	3 6
情報提供・共有	3 6
予防・まん延防止	3 7
医療	3 8
ワクチン	4 0
社会・経済機能の維持	4 1
<b>県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）</b>	<b>4 2</b>
実施体制	4 3
サーベイランス・情報収集	4 3
情報提供・共有	4 4
予防・まん延防止	4 5
医療	4 6
ワクチン	4 7
社会・経済機能の維持	4 7

<b>県内（国内）感染期</b>	<b>4 8</b>
実施体制	4 9
サーベイランス・情報収集	4 9
情報提供・共有	5 0
予防・まん延防止	5 1
医療	5 2
ワクチン	5 3
社会・経済機能の維持	5 3
<b>小康期</b>	<b>5 5</b>
実施体制	5 5
サーベイランス・情報収集	5 5
情報提供・共有	5 6
予防・まん延防止	5 6
医療	5 7
ワクチン	5 7
社会・経済機能の維持	5 7
<b>【別添】県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策</b>	<b>5 8</b>
実施体制	5 8
サーベイランス・情報収集	5 8
情報提供・共有	5 9
予防・まん延防止	5 9
医療	6 0
<b>用語解説（文書中の★箇所を解説）</b>	<b>6 1</b>

<b>附属資料</b>
高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部設置要綱
高知県危機管理本部設置要綱